

【貸倒引当金の内訳および貸出金償却額】

(金額単位:千円)

項 目	平成28年度		平成29年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	10,151	△ 1,142	11,318	1,166
個別貸倒引当金	25,664	△ 9,117	24,444	△ 1,219
貸倒引当金合計	35,815	△ 10,260	35,762	△ 52
貸出金償却額	—	—	—	—

【リスク管理債権の状況】

(金額単位:百万円、%)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
リスク管理債権総額 (a)	47	45
破綻先債権額	8	7
延滞債権額	30	28
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	9	8
担保・保証等 (b)	22	20
貸倒引当金 (c)	25	24
保全額合計 (d) = (b) + (c)	47	45
担保・保証等、引当金による保全率 (d) / (a)	100.00%	100.00%
貸倒引当金引当率 (c) / (a - b)	100.00%	100.00%

- (注) (1) 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- (2) 「延滞債権」とは、上記(1).および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
- (3) 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記(1).および(2).を除く)です。
- (4) 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記(1).～(3).を除く)です。
- (5) 「担保・保証等 (b)」は、「リスク管理債権総額 (a)」における自己査定に基づく、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- (6) 「貸倒引当金 (c)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。